第六章　勧告等

（報告実施の告示）

第三十四条の三　経済産業大臣は、我が国への石油の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、法第三十二条第一項の規定に基づく報告を求める必要があると認めるときは、その旨を告示するものとする。

2　経済産業大臣は、我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、法第三十二条第一項の規定に基づく報告を求める必要があると認めるときは、告示により、報告を求める者及び報告書の提出期限を明らかにした上で、様式第二十二の二、様式第二十二の三、様式第二十二の四、様式第二十二の五、様式第二十二の六、様式第二十二の七、様式第二十二の八、様式第二十二の九、様式第二十二の十又は様式第二十二の十一による報告書の提出を命ずるものとする。

3　経済産業大臣は、前二項の報告を求める必要がなくなつたと認めるときは、直ちに、その旨を告示するものとする。

（生産予定量等の報告）

第三十四条の四　石油業者（石油販売業者（特定石油販売業者を除く。）を除く。）は、前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第三項の規定による告示が行われる日までの間において、次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる事項について、同表の第三欄に掲げる時期に、同表の第四欄に掲げる様式の報告書を提出しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
石油精製業者	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画	翌週火曜日まで	様式第二十二の十二
	毎週土曜日の原油・石油ガス船舶輸送状況		様式第二十二の十三
	毎週日曜日から土曜日（前条第一項の告示が行われた日の属する週については、告示が行われた日から当該週の土曜日。以下この表において同じ。）までの石油輸入実績		様式第二十二の十四
	毎週日曜日から土曜日までの石油輸出実績		様式第二十二の十五
	毎週日曜日から土曜日までの製油所原油処理・生産・受入・払出量		様式第二十二の十六
	毎週土曜日の製油所等石油在庫量		様式第二十二の十七
	毎週土曜日の油槽所等石油製品・半製品在庫量		様式第二十二の十八
	当該月以降三月間の石油需給予定量	毎月六日まで（前条第一項の告示が行われた日の属する月にあつては、告示が行われた日から六日以内。以下この表において同じ。）	様式第二十二の十九
特定石油販売業者又は石油輸入業者	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画	翌週火曜日まで	様式第二十二の十二
	毎週土曜日の原油・石油ガス船舶輸送状況		様式第二十二の十三
	毎週日曜日から土曜日までの石油輸入実績		様式第二十二の十四
	毎週日曜日から土曜日までの石油輸出実績		様式第二十二の十五
	毎週土曜日の製油所等石油在庫量		様式第二十二の十七
	毎週土曜日の油槽所等石油製品・半製品在庫量		様式第二十二の十八
	当該月以降三月間の石油需給予定量	毎月六日まで	様式第二十二の十九
石油ガス輸入業者	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画	翌週火曜日まで	様式第二十二の十二
	毎週土曜日の原油・石油ガス船舶輸送状況		様式第二十二の十三
	毎週日曜日から土曜日までの石油輸入実績		様式第二十二の十四
	毎週日曜日から土曜日までの石油輸出実績		様式第二十二の十五
	毎週土曜日の製油所等石油在庫量		様式第二十二の十七
	毎週土曜日の油槽所等石油製品・半製品在庫量		様式第二十二の十八
	当該月以降六月間の石油ガス需給予定量	毎月六日まで	様式第二十二の二十

2　経済産業大臣は、前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第三項の規定による告示が行われる日までの間において、石油の安定的な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、石油業者に通知して、第一項の規定に基づく報告よりも詳細な報告をさせることができる。

3　前項の規定は、前条第二項の規定による告示をした場合に準用する。この場合において、「石油業者」とあるのは「石油業者又は石油販売業者が組織する団体であつて経済産業大臣が指定するもの」と、「第一項の規定に基づく」とあるのは「前条第二項の規定に基づく」と読み替えるものとする。

（変更報告）

第三十四条の五　石油業者又は石油販売業者が組織する団体であつて経済産業大臣が指定するものは、第三十四条の三又は前条の規定により提出した報告書の記載事項に変更があつたときは、速やかに、変更に係る事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

第二十七条第一項中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十三条」を「第十六条」に改め、同条第二項柱書き中「第十四条第二項」を「第十七条第二項」に、「第十六条第一項」を「第十九条第一項」に改める。